

1996年のロシア農業

の べ こう いち
野 部 公 一

1. 課題設定
2. 全般的経済情勢
3. 農業生産の動向
 - (1) 耕種生産
 - (2) 畜産物生産
 - (3) 農業生産構造
4. 土地改革の動向

- (1) 1996年3月7日の大統領令に至る経緯
 - (2) 「大統領令」の内容
 - (3) 「大統領令」発布後の状況
- 補論 国家統計委員会の統計の信憑性について

1. 課題設定

ロシア農業の中・長期的な見通しについては、いまだに専門家の間でも一致した見解が見出されていない。ある者は農産物の一大輸出国となるという楽観的な見解を提示し、またある者は農業自体の崩壊という悲観的な見解を提示している。だが、その将来がどうなるろうとも、ロシア農業の今後は、国際農産物市場に大きな影響を与え得るであろうということは間違いあるまい。過去を振り返れば、1970年代初頭のソ連の恒常的かつ大量の穀物輸入の開始、1990年代初頭のロシアの穀物輸入量の大幅な削減は、どちらも各界に大きな波紋をなげかけている。このようにロシア農業の将来は、国際農産物市場へ大きなインパクトを与える要因であり、その動向には十分に注意が払われなくてはならない。

ところが、近年において、ロシア農業の動向把握は以前と比べると次第に困難になってきている。ソヴィエト期には収穫・調達期ともなると、関連記事が一般紙の第一面に連日掲載されるのが常であり、その情勢は比較的容易に把握が可能であった。だが、今日では一般紙においては、収穫はおろか農業関連記事そのものを見出すのが稀になっている。

また、『農村生活』、『農民通報』、『農民ロシ

ア』のような農業関連紙においても、生産動向の紹介は断片的なものが多くなっている。

本稿の課題は、このような現状を考慮して、ロシア国家統計委員会（以下、「国家統計委員会」と略称）が発表した統計資料を基に、1996年のロシア農業の生産動向を系統的に紹介することにある。また、併せて、ロシアの全般的経済情勢、土地改革の動向にも簡単な紹介を施した。これらが、1996年のロシア農業の全体像を把握する一助となれば幸いである。

なお、国家統計委員会の統計は、過去に遡って修正が加えられることが多々ある。このことを考慮し、本稿で用いた1992～1994年のデータは、可能な限り最新の統計年鑑からの引用とした。また、一部データは、比較に便利のように小数点以下の処理を行った。

2. 全般的経済情勢

国家統計委員会の速報によると、1996年の国内総生産は前年に比べて6%の減少を記録した。このうち、工業生産は5%、農業生産は7%の減少であった。1996年初頭において多くの国際機関および研究機関が予測した「ロシア経済のゆるやかな回復」は現実のものとではなかった（第1表）。

主要マクロ経済指標の中で唯一改善が見ら

れたのは、消費者物価指数であり、その安定化の傾向が顕著になった。1996年12月の消費者物価指数は前年12月に比べて21.8%の上昇であり、これは1990年以降でもっとも低い水準であった。また、8月の消費者物価指数は前月に比べて0.2%の下落を記録した。これは、経済改革が始まって以来初めてのことであった。

ただし、消費者物価指数の安定といっても、9月以降再び上昇に転じている(第2表)。この傾向が続けば再び実体部門への投資の抑制要因となることが懸念されている。また、インフレ抑制の代価は極めて大きなものである、との指摘がなされている⁽¹⁾。

1996年の消費者物価指数の安定は、専らマネーサプライを制限することによって達成された。平行して行われるべきであった歳出の削減は、思うようにすすまなかった。それどころか反対に、大統領選挙を睨んでの一種の「大盤振舞」がなされた。すなわち、各種政府融資に対する返済猶予ないしは繰延べが次々と決定されたのである。その一方で、予定された税収は、各種の免税措置がとられたことも関連して、確保されなかった。この結果、財政危機が発生し、数々の否定的現象を引き

起こした。

国庫不足は政府保証付きの銀行融資で補われた。政府部門の労働者に対する賃金の未払いが増大した。ルーブリ不足や課税回避を目的として、バーター取引が再び横行しだした。また、ルーブリ不足を補うために各種の「疑似ルーブリ」が誕生した。ある論者は、政府のこのような政策は、「経済成長の到来を遅らせ、かつそのペースをも低めるものである。このようにインフレに対する勝利は、市場改革へも打撃を与えたのである。インフレの抑制は、従って、安定的なものでも最終的なものでもない」との指摘を行っている⁽²⁾。

ロシア経済の今後を見るうえでもっとも懸念されているのが、基本建設投資の減少である。1996年におけるそれは、減少に歯止めがかからないばかりか、1995年の10%減から18%減とさらに悪化した。

前述の財政危機から国家の基本建設投資に占める役割は著しく低下している。一例をあげよう。1996年には連邦投資プログラムにより415件の最重要施設が完成されるはずであった。だが、12月1日時点で実際に完成したのはわずか15件であった。さらに、ほぼ4分の1の施設に関しては、まったく建設が着

第1表 ロシアの主要マクロ経済指標(対前年比・%)

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
実質GDP	-15.0	-9.0	-13.0	-4.0	-6.0
工業生産高	-15.5	-16.2	-20.9	-3.0	-5.0
農業生産高	-9.4	-4.4	-9.2	-8.0	-7.0
消費者物価指数 ¹⁾				231.3	121.8
同上(倍)	27.0	9.4	3.2		
GDPに対する歳入不足	3.4	4.6	10.3	3.3	
基本建設投資	-40.0	-12.0	-24.0	-10.0	-18.0

出所：СНГ в 1996 году, М., 1996, стр. 368; «Экономика и жизнь», 1997, No. 7, стр. 32.

注. ¹⁾ 前年12月=100.

第2表 月別の消費者物価指数の推移(対前月比・%)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4.1	2.8	2.8	2.2	1.6	1.2	0.7	-0.2	0.3	1.2	1.9	1.4

出所：Социально-экономическое положение России 1996 г., М., 1997, стр. 110.

手されていなかったという⁽³⁾。

1996年の経済成長もマイナスになることが明らかになった1月上旬には、イズヴェスチャ紙に「失われた年」と題した論文が掲載された。その趣旨は、1996年には経済成長のための客観的要因が存在していたのだがそれは「政治的な原因によって」失われたというものであったが⁽⁴⁾、かなりの説得力をもつものと言えよう。

一方、政府は1996年12月に1997～2000年の中期経済プログラムを国家会議（下院）に提出した。それによると、今後、企業改革、公共事業改革、軍事改革等を行い、2000年には年率で5%の経済成長を確保するとなっている⁽⁵⁾。だが、このような改革を行うべき政権は、大統領の健康状態の悪化によって、1997年初頭から事実上麻痺状態にある。ロシア経済の今後に関しては、再び悲観的な見通しが広がりつつある。

注(1) 《Известия》, 4 января 1997 г., стр. 2.

(2) Moscow News, 1996 No. 21, p. 7.

(3) 《Известия》, 4 января 1997 г., стр. 2.

(4) Там же.

(5) 《Финансовые известия》, 23 января 1997 г., стр. 1.

3. 農業生産の動向

国家統計委員会の報告によれば、1996年の農業総生産額は282兆ルーブリであり、前年

比で7%の減少となった。1995年のそれは前年比で8%の減少であった。

(1) 耕種生産

耕種では、穀物はバンカーウェイトで7,610万トン、クリーンウェイトで6,930万トンが生産された。このうち、小麦は3,490万トンであった。

穀物収穫は1996年には前年比で9%の増加となった。この要因は、単位面積当たり収穫量が前年に比べ11%上昇したためである（播種面積は2%減少した）。

一方、ほとんどの工芸作物の収穫は減少した。それは、てんさいで前年比で14%、ひまわり種子で30%の減少であった。これらは単位面積当たり収穫量の減少が原因であった。また、亜麻生産は14%の減少であり、これは播種面積の減少に対応している。じゃがいもは3%、野菜は5%の生産減少を記録したが、これはほぼ単位面積当たり収穫量の低下に対応したものであった。

主要農作物の生産量とその単位面積当たり収穫量は、第3表・第4表に示したとおりである。

穀物生産においては、昨年と同様に飼料穀物から食用穀物への転化が進んでいる。小麦生産量は昨年に比べて16%、ライ麦の生産は45%それぞれ増加した。小麦生産の増加は、主に播種面積の拡大によって達成されたものである。

第3表 ロシアにおける主要農作物の生産状況

(単位: 百万トン)					
	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
穀物	106.9	99.1	81.3	63.4	69.3
てんさい	25.5	25.5	13.9	19.1	16.1
ひまわり種子	3.1	2.8	2.6	4.2	2.8
じゃがいも	38.3	37.7	33.8	39.9	38.5
野菜	10.0	9.8	9.6	11.3	10.7
亜麻	0.1	0.08	0.04	0.07	0.06

出所: СНГ в 1995 году, М., 1996, стр. 390; Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 50.

第4表 ロシアにおける主要農作物のヘクタール当たり収穫量

(単位: トン)

	1992 年	1993 年	1994 年	1995 年	1996 年	1996 年の比率 (%)	
						: 1995 年	: 91-95 年平均
穀物	1.72	1.63	1.45	1.16	1.29	111	87
てんさい	17.8	19.1	12.6	17.6	15.2	86	90
ひまわり種子	1.08	0.94	0.81	1.02	0.71	70	72
じゃがいも	11.3	10.6	10.1	11.7	11.3	97	104
野菜	13.7	13.5	12.9	14.2	13.7	96	99.3
亜麻	0.24	0.22	0.4	0.39	0.39	100	126

出所: СНГ в 1995 году, стр. 390; Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 50.

1996 年には前年の穀物生産量が 6,340 万トンと 1963 年以来の低いものとなったため、統計発表の前後には、穀物の大量輸入が行われるのではないかと、との見解が広まった。ある者は 1,000~1,200 万トンの穀物輸入が必要であると主張し、また別の者は〔1996 年の〕4 月末には食用穀物が尽き、穀物危機が訪れるとも主張していた⁽¹⁾。ところが、その予想は現実のものとはならなかった。

国家関税委員会の発表によれば、1996 年のロシアの穀物輸入量は、小麦で 270 万トン (5 億 7,360 万ドル相当)、大麦で 140 万トン (7,850 万ドル相当)、ライ麦で 26 万 4,500 トン (4,330 万ドル) 相当であった。これらを総計すると 436 万 4,500 トン (6 億 9,540 万ドル相当) となる⁽²⁾。一方、国家統計委員会の報告によると、1996 年の穀物輸入は総額で 7 億 1,280 万ドルとされている⁽³⁾。このことから、小麦・大麦・ライ麦以外の穀物輸入は、それほど多くはなく (1,740 万ドル相当)、全体の輸入量は 400 万トン台にとどまったものと推定される。

穀物輸入が一部の予想を大きく下回りかつ国際穀物市場にも大きな影響を与えなかった原因の一つとしては、穀物収穫が過少申告されていることがあげられる (このことに関して詳しくは補論を参照)。だが、その他の原因も存在する。

その第 1 は、穀物が主にカザフスタン・ウ

クライナといった旧ソ連内から輸入されたことである。1995/96 農業年度 (1995 年 7 月から 1996 年 6 月) の統計を見ると、小麦の輸入量は前年度の 2 倍の 314 万 8,000 トンとなったが、この 70% がカザフスタンからのものであった⁽⁴⁾。すなわち、いわば旧ソ連内で穀物が移動したのであって、国際穀物市場に与える影響は少なかったのである。

また第 2 の原因としては、小麦と平行して大量の小麦粉が輸入され、結果として穀物輸入量を減らしたことがあげられる。同じく 1995/96 農業年度の数値をあげれば、小麦粉の輸入は約 100 万トンに達し、前年度の 5 万 3,000 トンを大きく上回っている。また、その輸入先もやはり主に旧ソ連諸国であった (ウクライナが全体の 48% を占めた)⁽⁵⁾。

第 3 の原因としては、残り少ない穀物予備が支出されたことである。7 月 1 日時点の数字を比較すると、1995 年には連邦および地域の穀物フォンドが 880 万トン存在していたが、1996 年にはそれは事実上皆無であったという⁽⁶⁾。また、農業企業に存在する穀物予備も 550 万トンから 290 万トンとほぼ半減の状態となった⁽⁷⁾。この結果、『ロシア新聞』の報道によれば、1996 年の夏の初めまでにロシアのはほぼ「半分の」地域で穀物か小麦粉、またはその両方が足りない状態であったという⁽⁸⁾。

では、1997 年のロシアの穀物輸入はどんな

るのか。客観的にみると、ロシアの穀物需給はかなり緊迫している。穀物収穫は前年を上回ったが、それは1991～1995年の平均を下回っており、需給状況を一挙に好転させるものではない。このため、ロシアは少なくとも昨年並の穀物輸入が必要であるという点で観測筋は一致している⁽⁹⁾。1996年に農相に復帰したフルストゥンは、穀物輸入は「以前と同様、年に450～700万トンの間にとどまるであろう」と発言している⁽¹⁰⁾。

かつてのコルホーズ・ソフホーズを改編して創出された農業企業は、依然として多くの作物で主要な生産主体となっている。その全生産量に占める比重は穀物で95%、てんさいで96%、亜麻で97%、ひまわり種子で87%に達している。一方、農村住民の宅地付属地および都市住民の別荘（ダーチャ）・農園・菜園で営まれている自給的・副業的な性格をもつ小規模農業（「住民経営」ないしは「住民の個人副業経営」と総称される）は、じゃがいも生産の90%（1995年と同様）、野菜生産で77%（1995年は73%）を占めている。

農民経営は、1996年に穀物320万トン（全体の5%）、ひまわり種子30万トン（同11%）、てんさい50万トン（同3%）、じゃがいも40万トン（同0.9%）を生産した。農民経営の生産に占める比重は、1995年のそれとほぼ同等であった。

（2）畜産物生産

畜産部門に目を転じれば、1996年も低落傾

向に歯止めがかからなかった。家畜の頭数は、引き続き減少を続けた。1997年1月1日時点の牛の頭数は3,580万頭で前年同期に比べ10%の減少となっている。このうち雌牛は1,620万頭であり、同じく7%減少している。また豚は1,950万頭で14%の減、羊および山羊は2,360万頭で実に16%の減少となった（第5表）。経営類型別の家畜頭数の推移は、第6表に示したとおりである。あらゆる経営類型で家畜飼養頭数の減少が見られたことが、1996年の大きな特徴であった。

畜産物の生産は、食肉（生体重量）で8%（1995年は14%）減少して860万トンへ、牛乳は9%（1995年は7%）減少して3,570万トンへ、鶏卵は7%（1995年は10%）減少して315億個となった（第7表）。

住民一人当たりの生産量は食肉で1995年の39キロから36キロへ、牛乳で265キロから242キロへ、鶏卵で228個から213個へとそれぞれ減少した。畜産物の減少は、全国的なものであり、昨年と比べて食肉生産が増加した行政区はわずか2、牛乳では5、鶏卵でも9にとどまった。

また、近年には食肉生産構造に一定の変化が見られる。それは、豚肉と鶏肉の比重の減少であり、1996年には全体の33%と14%まで低下した。なお、豚肉は住民経営の生産では食肉生産全体の40%を占めているのに対して、農業企業のそれは22%を下回っている。

大規模な養豚場および養鶏場は、市場価格で飼料を購入することができず、その飼養頭

第5表 ロシアにおける家畜頭数の推移（1月1日時点）

(単位：百万頭)							
	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
牛	57.0	54.7	52.2	48.9	43.3	39.7	35.8
雌牛	20.5	20.6	20.3	19.8	18.4	17.4	16.2
豚	38.3	35.4	31.5	28.6	24.8	22.6	19.5
羊・山羊	58.2	55.3	51.4	43.7	34.6	28.0	23.6
家禽	659.8	652.2	568.2	490.8	422.6		
							97/96 (%)
							90
							93
							86
							84

出所：СНГ в 1995 году, стр. 391; Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 52.

数の削減を余儀なくされている。また、これら経営の多くでは、生産力の30～50%しか利用されていない。生産活動を止めた経営も多数にのぼっている。

農業企業では、羊毛・羊肉が欠損を生むことから、羊の飼養頭数を削減している。北西部、中央部、ヴォルガ＝ヴィヤトカ地区では、

第6表 ロシアにおける経営類型別家畜頭数

(単位:百万頭)

	1997年	97/96 (%)	96/95 (%)
牛:	35.8	90	92
農業企業	24.0	87	89
住民経営	11.2	98	99
農民経営	0.6	95	94
うち乳牛:	16.2	93	95
農業企業	9.3	89	92
住民経営	6.6	99	100.2
農民経営	0.3	98	97
豚:	19.5	86	91
農業企業	11.8	80	88
住民経営	7.4	98	97
農民経営	0.3	96	104
羊・山羊:	23.6	84	81
農業企業	10.2	76	74
住民経営	12.3	92	89
農民経営	1.1	98	95

出所: Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 52.

牧羊分野を完全に廃止する経営も現れている。このため、羊毛・羊肉生産は、住民経営に集中されつつある。例えば、羊・山羊の50%以上が住民経営で飼養されており、羊肉生産の約75%が住民経営で行われている。農業企業における飼料確保状況は、1995年と比べると若干の改善は見られるものの、相変わらず不足している(第8表)。飼料の不足はその質が不良なことによってさらに深刻化している。例えば、ヘイレージおよび生飼料の3分の1、干し草の40%までが、第三級(最下級)ないしは級外のものに分類されているという。このため、1996年12月から1997年2月にかけて飼養頭数は牛で120万頭(うち雌牛は30万頭)、豚で160万頭、羊・山羊で200万頭さらに減少したものと見積もられている⁽¹¹⁾。

(3) 農業生産構造

農業生産構造は、さらに変化を続けている。農業企業の農業総生産額に占める比重は、1995年の55%からさらに低下し、1996年には52%となった。一方住民経営のそれは、46%にまで上昇した。農民経営の比重は前年と変わらず2%であった(第9表)。

第7表 ロシアにおける主要畜産物の生産状況

	1993年	1994年	1995年	1996年	96/95 (%)
食肉* (百万トン)	11.9	10.8	9.4	8.6	92
牛乳 (")	46.5	42.2	39.2	35.7	91
鶏卵 (10億個)	40.3	37.5	33.8	31.5	93

出所: СНГ в 1995 году, стр. 391; Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 52.

注. *は、生体重量。FOOD & AGRICULTURE REPORT, INTERFAX NEWS AGENCY, 1997, No. 10, p. 6による。

第8表 農業企業の飼料確保状況(1月1日時点)

	1995年	1996年	1997年
飼料量(飼料単位換算:百万トン)	47.1	36.6	31.7
うち濃厚飼料	15.2	10.1	8.7
家畜1頭(標準頭数換算)当たり飼料量(飼料単位換算:ツェントネル)	12.9	11.6	12.0

出所: Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 54.

農業総生産額の比重の推移だけを見ると、ロシアにおいては農業企業の役割は全面的に低下し、かわってあらゆる面で住民経営がその役割を拡大し、ロシア農業の生産主体となりつつあるように見える。だが、実情はそれほど単純ではない。

まず第1に、すでに触れたように耕種部門の内部では、穀物・工芸作物は農業企業が、じゃがいも・野菜に関しては住民経営が圧倒的な生産比重を占めている。また、それぞれの生産に占める比重は、ほぼ播種面積に占める比重に相等しいものとなっている（第10表）。これは農業企業・住民経営の生産専門化の方向が異なっており、双方で相補う関係にあることを示している。

畜産部門における関係はさらに複雑である。農業企業は飼料作物の播種面積において

圧倒的な比重を占めている。それは、採草地・放牧地に関しても同様である。にもかかわらず家畜頭数では、住民経営は牛で全体の31.3%、雌牛で40.7%、豚で37.9%、羊・山羊で52.1%を占めている。これは、農業企業の飼料やその採草地・放牧地が住民経営によって利用されていることを示している。

また、移行経済研究所の分析によれば、それぞれの販売先も明白に分かれているという。現在、農業企業は家畜・家禽を主に加工企業に販売し、それはサラミ、ソーセージ、チーズ、バター等に加工されている。これに対して、住民経営は生肉・生乳を直接食卓に供給しているという⁽¹²⁾。このように農業企業と住民経営は、耕種においては作物別に、畜産においては生産局面（飼料生産および肥育）と販売先で一種独特の分業関係にあると

第9表 農業構造の変化（農業総生産額に占める%）

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
農業企業	66	63	60	55	52
住民経営	33	35	38	43	46
農民経営	1	2	2	2	2

出所：СНГ в 1994 году, М., 1995, стр. 337; (АПК), 1996, No. 4, стр. 47;
Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 49-50.

第10表 主要作物の播種面積の経営類型別比重の推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年
(単位：%)						
農業企業						
全播種面積	98	97	95	92	91	92
うち穀物	99.8	99.5	97	93	93	93
工芸作物	99.7	99.2	95	92	91	88
じゃがいも	42	32	27	22	15	11
野菜	66	54	47	38	33	30
飼料作物	99.4	99.2	98	97	97	97
住民経営および農民経営						
全播種面積	2	3	5	8	9	8
うち穀物	0.2	0.5	3	7	7	7
工芸作物	0.3	0.8	5	8	9	12
じゃがいも	58	68	73	78	85	89
野菜	34	46	53	62	67	70
飼料作物	0.6	0.8	2	3	3	3

出所：СНГ в 1995 году, стр. 389.

第11表 農民経営の推移（1月1日時点）

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
経営数（千）	49.0	182.8	270.0	279.2	280.1	279.0
土地面積（百万ヘクタール）	2.1	7.8	11.3	11.9	12.1	12.2
平均規模（ヘクタール）						
土地面積	42	43	42	43	43	44
農用地面積	39	39	39	39	40	
耕地面積	28	28	28	28	29	

出所：Итоги хозяйственной деятельности крестьянских (фермерских) хозяйств в Российской Федерации в 1994 году, М., 1995, стр. 8; в 1995 году, М., 1996, стр. 4; Социально-экономическое положение России 1996 г., стр. 56.

いえる。

農民経営は、このような農業企業と住民経営の間に埋没し、いまだ生産面で実質的な影響を及ぼせないでいる。また、その数も1997年1月1日時点で27万9,000と前年同期に比べてわずかであるが、減少を記録するにいたった（第11表）。

- 注(1) 《Финансовые известия》, 5 сентября 1995 г., стр. 2; 《Известия》, 23 ноября 1995 г., стр. 1.
 (2) *FOOD & AGRICULTURE REPORT*, 1997, No. 6, p. 7.
 (3) *FOOD & AGRICULTURE REPORT*, 1997, No. 8, p. 14.
 (4) 《Финансовые известия》, 27 августа 1996 г., стр. 2.
 (5) Там же.
 (6) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 37, стр. 8.
 (7) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 38, стр. 3.
 (8) 《Российская газета》, 26 сентября 1996 г., стр. 1.
 (9) 《Финансовые известия》, 27 августа 1996 г., стр. 1-2; 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 38, стр. 3; 《Независимая газета》, 1 августа 1996 г., стр. 4.
 (10) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 50, стр. 2.
 (11) *FOOD & AGRICULTURE REPORT*, 1997, No. 10, p. 6.
 (12) 《Финансовые известия》, 5 ноября 1996 г., стр. 4.

4. 土地改革の動向

(1) 1996年3月7日の大統領令に至る経緯

1996年の土地改革の焦点となったのは、新しい土地法典の採択であった。土地立法には、経済改革開始とともに度重なる修正が加えられ、多くの不整合と空白状態を招いており、新たな体系化が長らく切望されていたのである。

エリツィン・ロシア大統領は、1996年2月23日に行われた教書演説で、農業部門に関して「われわれは1995年を真の農業改革の年とすることはできなかった。農業セクターの改革の課題のうち、遂行されたものはひとつもなかった」と総括した。そして現状の打開のために改革の深化、とりわけ1996年中に土地所有者にその処分権を与える規定を含んだ土地法典を採択することを強く訴えた⁽¹⁾。

だが、国家会議（下院）で審議中の土地法典草案は、ロシア共産党・ロシア農業党主導の議会構成を反映して、土地私有およびその処分権を大きく制限するものであった。このような事態をふまえて出されたのが、1996年3月7日の大統領令「市民の土地に対する憲法上の権利の実現について」（以下、単に「大統領令」と略記する）であった⁽²⁾。

この「大統領令」の目的と性格は、前文で記述されている。以下にそれを引用しよう。

「1991年からの土地改革実施の結果、約4,000万のロシア連邦市民が土地区画の所有権を受け取り、1,200万の農村住民が土地持ち分(株)の所有者となった。しかしながら、土地関係の法的規制の多くの問題は、立法的には解決されていない。ロシア連邦土地法典が採択されるまで、市民の土地に対する憲法上の権利の擁護を目的に、以下のように決定する」。すなわち、ここでは「大統領令」はその根拠を憲法にもつこと、新土地法典の採択まで憲法で保障された権利を擁護するための時限立法であることが強調されている。

(2) 「大統領令」の内容

さて、「大統領令」の指示の内容を要約すると、以下の3点である。

- 1) 土地持ち分所有者への土地所有証書の交付を1996年中に完了させる。
- 2) 土地持ち分所有者は、その利用方法を決定する。
- 3) 行政当局は、土地の所有者とその実際の利用者が異なる場合、両者間の契約を1996年中に締結させる。

「大統領令」の核心部分となっているのが、2)の土地持ち分の利用方法である。以下ではこの内容を国家土地委員会・農業食料省が共同で作成した「土地持ち分所有者覚書」⁽⁶⁾を整理することで紹介したい。

土地所有権証書を受領すると、土地持ち分所有者は、以下にあげるa)からh)までの利用方法を「他の所有者の合意なしに」選択することができる。

a) 農民経営の創出 従来から認められていた権利である。土地持ち分所有者は、土地持ち分を用いて、実際の土地区画を受け取り、農民経営を創出することができる。

b) 個人副業経営の拡大 土地持ち分所有者は、土地持ち分の一部を利用して、自らの個人副業経営を拡大することが可能である。これと関連して、「大統領令」は、個人副業

営の上限面積を引き上げることを地方自治体に指示している。

c) 賃貸 土地持ち分所有者は、農業生産に従事するあらゆる市民、農業企業に対してその持ち分を賃貸することができる。ただし、土地持ち分所有者が農業企業に所属している場合、当該農業企業は、賃借の優先権をもつ。もし、農業企業が賃借を拒否した場合には、いかなる市民、農業企業に対しても賃貸が可能である。

賃貸契約期間は、3年以上とされ、賃貸料は、現金・生産物・サービスの提供の形で支払われうる。また、これらの組合せも可能である。

d) 贈与 土地持ち分所有者はその持ち分を、自らの望む者に贈与できる。

e) 売却 土地持ち分所有者は、その持ち分を同じ経営の他の構成員、その他の市民、企業、機関に売却可能である。ただし、買取りの優先権は、同じ経営の他の構成員にある。また、買い取られた土地持ち分の利用目的は、農業生産に限定される。売却の対価は、現金・生産物・サービスの提供の形をとる。対価の支払い方法は、一括、分割ともに可能であり、その額は両者の協議によって定められる。

f) 農業企業の定款資本への土地持ち分ないしは土地持ち分利用権の出資 覚書では、土地持ち分の出資は売却と同様の性格をもつものとして、説明を加えている。すなわち、これを選択した場合、持ち分所有者は、土地所有権を失うことになる。また、売却の際には現金が受け取れるが、定款資本への出資の場合は、代わりに農業企業の管理に参加し、収益があがった場合にその一部を受け取る権利を得ることになる。

また、土地持ち分ではなくその利用権を定款資本へ出資することも可能である。この場合、土地持ち分の所有権は失われず、農業企業の管理に参加し、収益があがった場合にそ

の一部を受け取る権利を得る。

g) 土地持ち分の資産株ないしは他の農業企業の土地持ち分との交換 土地持ち分所有者は、自らの土地持ち分を資産株（持ち分）ないしは他の農業企業の土地持ち分と交換することができる。

h) 終身賃貸契約・終身給養契約 土地持ち分所有者は、企業ないしは市民と終身賃貸（пожизненная рента）契約、終身給養（пожизненное содержание）契約を結びうる。

終身賃貸契約とは、土地持ち分と交換に（すなわち、所有権は移動する）、定期的（例えば毎月）現金の支払いおよび生産物・サービスの提供を終身に渡って受けるという契約である。

終身給養契約は、終身賃貸契約の一つの変種である。ただし、土地所有権に対する対価は、終身賃貸契約と比べて非常に多彩である。そこには終身にわたる住宅、食事、被服の提供、もし健康状態が要求するのであればその介護の提供、葬儀サービスの提供も含まれる。この記述から端的にわかるように、終身給養契約は主に老齢の年金生活者を念頭においているようである。

終身賃貸契約・終身給養契約とも、その支給額は双方の契約によって定められるが、その最低月額連邦法によって規定されている。それは、終身賃貸契約に関しては最低賃金相当以上、終身給養契約に関しては最低賃金の2ヵ月分相当以上である。

終身賃貸契約・終身給養契約は、土地所有権の売却の一つの変種とも考えられる。だが、その最低額が定められている点、対価の給付が終身にわたる点が大きな相違となっている。

また、国家土地委員会では、もっとも頻繁に利用されると想定されている六つの利用方法に関して、その内容、利点、欠点を列挙した表を作成し、選択における一つの判断資料

として公表している（第12表）。

(3) 「大統領令」発布後の状況

「大統領令」の発布にともない、土地をめぐる問題は、6月の大統領選における重大な争点の一つとなり、急速に政治問題化した。ロシア共産党・ロシア農業党は、「大統領令」への対応として、それを事実上否定する内容をもつ土地法典草案を5月22日に国家会議を通過させた。だが、連邦評議会（上院）はこれを否決し、かつ国家会議も再度の投票で連邦評議会決定を覆せず、土地法典を巡る状況は膠着状態に陥った。

その後、両院協議会（согласительная комиссия）が設置され、事態の打開が図られた。数ヵ月にわたる討論の後に両院協議会は、年末に妥協案の作成を完了した。その主な内容は、

- a) 農民経営に関しては土地取得後10年を経過した場合、その売却を認める
- b) 農業企業の土地に関しては、土地の混交の是正、経営部門の転換の必要等の場合に限り「例外的措置」として、その売却を認める

というものであった⁽⁴⁾。

だが、ロシア共産党は土地の売買に関する絶対的反対を譲らず、ロシア農業党も私的所有への制限が不十分であるとし反対に回った。また、与党の「われわれの家ロシア」は逆に正常な土地市場の発展のためには制限が多すぎる、として反対に回った。このため、同草案は採決にかけられることすらなく、再び両院協議会へ差し戻された⁽⁵⁾。こうして、1996年もまた新土地法典は採択されることなく終わったのである。

このような状況を反映して、「大統領令」の実行も大きな障害に直面した。先にもふれたように土地問題が大統領選の重大な争点の一つとなったが故に、多くの地方は大統領選の結果を待つという態度を選択した。「大統領

第12表 どのように土地持ち分を用いるか
(国家土地委員会作成の参考資料)

利用方法	内 容	利 点	欠 点
土地持ち分の賃貸	土地持ち分の利用権を一時的に譲渡する代わりに定期的な支払いを受ける。	土地持ち分の所有権を維持でき、子供に相続させることができる。賃貸契約期間が過ぎれば、他のより有利な条件の者に改めて賃貸可能である。	一括して多額の現金を得られない。
土地持ち分の売却	土地持ち分を売却し、代わりに現金、商品ないしはサービスを一括ないしは分割して受け取る。	一括して多額の現金を得る可能性がある。	一回きりの取引であり、所有権を失う。
土地持ち分の贈与	土地持ち分を任意の人物に贈与する。贈与された人物は、自らの判断で土地持ち分を処分できる。	贈与を受けた者はそれを自分の企業に投資し、より多くの収益を得ることができる。	土地持ち分に対する何らの対価も受け取れない。
土地持ち分利用権の定款資本への出資	土地持ち分の利用権を企業に対して、一定期間譲渡する。	企業活動が良好なら、その収益の一部を他の共有者とともに出資額に比例して受け取れる。所有権は維持される。	利潤の分配まで長い時間がかかるかもしれない。また、持ち分に対してなにも受け取れない、というリスクがある。
土地持ち分の定款資本への出資	土地所有権を企業に譲渡し、企業の共有者となる。	企業活動が良好なら、その収益の一部を他の共有者とともに出資額に比例して受け取れる。	所有権を失う。利潤の分配まで長い時間がかかるかもしれない。また、所有権に対して何も受け取れない、というリスクがある。
終身賃貸契約に基づく土地持ち分の譲渡	持ち分を譲渡するかわりに定期的な支払いをうける。	終身給養ないしは定期的な支払いをうけることができる。	所有権を失う。

出所：〈Крестьянские ведомости〉, 1996, No. 42, стр. 8.

令」で指示されていた作業は、事実上、放置されたのである。「大統領令」から半年以上経過した時点でも新聞は「停滞状況から脱出できなかった」と報じていた⁽⁶⁾。

その後、土地所有権証書の交付は、一定の進展が見られた。国家土地委員会議長代理であるアラコースは、新聞のインタビューに答えて、1996年10月時点で交付作業は全ロシアで約90%程度まで遂行されたと見積もられていること、年内に100%交付が達成できる見込みであることを明らかにした⁽⁷⁾。

だが、土地所有証書の交付は「大統領令」の指示の第1項目でしかない。「大統領令」が

実際にはどの程度まで実現されているのかを確認するためには、土地持ち分所有者がどの程度、そしてどのような契約を締結したのかを確認する必要がある。残念ながら、現時点において、全連邦の状況について言及した資料を見いだすことはできなかった。そこで以下では、ノヴォシビルスク州およびヴォログダ州の事例を紹介し、その範囲で分かる限りのことを暫定的な結論として提示したい。

ノヴォシビルスク州土地委員会議長に対するインタビューは、1996年10月時点における同州での「大統領令」の実施状況について、一定の情報を与えてくれる。それによると、

州には約 24 万の土地持ち分所有者が存在しており、すでにその 94% に土地所有証書が交付された。しかしながら、それに基づく契約の締結数は、400 に過ぎないという。また、その契約の特徴としては、社会部門の労働者が農民経営に対して土地の賃貸を行う事例が多いという⁽⁸⁾。

一方、同時期にヴォログダ州農業管理局がまとめた土地改革に関する報告書によれば、同州での実現状況は比較的順調である。同州には約 30 万の土地持ち分所有者が存在しているが、このうち 29 万 6,000 人に土地所有証書が交付された。そして、「積極的なその利用が開始されている」という。ただし、農業企業との土地持ち分利用に関する契約は、1996 年 10 月時点で約 8,000 件に止まっている⁽⁹⁾。

さて、以上二つの事例から以下のような暫定的な結論が提示しうる。まず第 1 に、全体として見れば、土地所有証書の交付は進んでいる。第 2 に、実際に土地持ち分をどう利用するかについては、地域のおかれた条件によって大きな差異が見られる。そして第 3 に、「大統領令」は、土地区画の利用者と所有者が異なる場合には 1996 年中に契約を締結することを指示したが、それは現実のものになっていない。このように「大統領令」の実現は、1997 年に持ち越されることになったと言える。今後の展開が注目される。

[付記]

脱稿後に 1997 年初頭における大統領令の実現状況に関する新たなデータを入手した。それによると、全ロシアで土地所有証書は 1,130 万人（全体の 97%）に交付された。このうち、320 万人がなんらかの契約を締結し地方土地委員会に登録を行った。また、もっとも多く選択された契約形態は賃貸であり（210 万人）、土地の売却は、ほとんどなかったと言う。また、興味深い現象として、より高い賃貸料を求めて、自らの所属する農業企

業以外へ土地を賃貸するという事例が観察されたという（Serova, E. V., “Review of Agricultural Policy, Market and Trade Developments in Russia in 1996”, Report to OECD, 1997, p. 24.）。

このことに関しては、地域ごとの状況を含めて、さらに詳細なデータの分析が必要である。だが、本論で示した暫定的な結論は、ほぼ現実に対応していると考えてよいようである。また、1997 年も大統領令により提示された方法に従って土地改革が進行していくことは間違いないと思われる。

注(1) 《Российская газета》, 24 Февраля 1996 г., стр. 2.

(2) 《Российская газета》, 12 марта 1996 г., стр. 5. なお、以下の「大統領令」本文の引用も同所から行った。

(3) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 23, стр. 7-9.

(4) 《Крестьянская Россия》, 1996, No. 50, стр. 1.

(5) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 52, стр. 2.

(6) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 42, стр. 7.

(7) Там же.

(8) Там же.

(9) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 43, стр. 3.

補論 国家統計委員会の統計の信憑性について

すでに述べたように 1996 年には、一部で予想された 1,000~1,200 万トンというような大量の穀物輸入は発生しなかった。また、国内の穀物市場も基本的に平穏に推移した。このため、2~3 年前から囁かれてきた穀物統計の信憑性に関する疑念——実際の収穫は公式統計を大きく上回っているのではないか——が、一挙に表面化することになった（た

だし、大量輸入が行われなかったのは、単に収穫が過少評価されたばかりではない。このことについては、すでに3で検討した)。

たしかに、国家統計委員会のデータは、実際のそれよりも過少であることは、明らかである。政府関係者は、すでに1996年の早い時期に、このことを事実上、認める発言を行っている。例えば、1996年2月に農業担当の副首相の任にあったザヴェリューハは、穀物の大量輸入を否定した。その際、彼は公式データについて「私はあまり信用していない。何故なら課税を逃れようとして、農業生産者は収穫の一部を隠すからである」とのコメントを残している⁽¹⁾。

では、国家統計委員会のデータは、実態を反映していないとして退けるべきなのか。この問題に対する回答は明らかにノーである。それは主に以下の三つの理由による。

まず第1に、統計の信憑性という問題はロシアについて言えば、とりわけ新しいものではなく、対処法がすでに蓄積されているからである。ソ連時代においても穀物統計に関しては、数々の疑義がもたれ、それは水増し傾向にあることがはっきりと知られていた。このことは、フルシチョフ自身が書記長在職中に、スターリン期末の1952年には公式統計と実際の収穫量の差は30%を越えていたと指摘しているほどであった⁽²⁾。時代を下るにつれ、この水増しの度合い縮小した。だが、指導者が変わると過去の収量が下方修正されることは一度ならずあり、この傾向は基本的には続いていたのである。

だが、このような欠点にもかかわらず、公式統計はそれに対する批判的検討を加えるという条件⁽³⁾の下で、農業生産の動向を把握するための最重要指標の一つとして利用され続けてきたのである。そしてソ連農業の動向は、このような手法により、かなりの確度で把握されてきたのである。

1992年以降、統計数字のバイアスの方向は

「水増し」から「過少申告」へと180度転換した。だが、信憑性という問題についてはかつてと同じであり、批判的な検討を加えることによって、全体としての動向を把握するには、それほどの不具合はないと考えられるのである。

また、第2に近年では市場経済への移行に伴い、批判的な検討にとって以前よりも有利な条件が生まれてきている。それは、国家統計委員会の発表だけではなく、民間企業の報告および分析が利用可能となったことである。このため、生産実態把握は、ソヴィエト期よりもかえって容易になったのではないかと思われる。

さらに第3には逆説的ながら、公式統計の信憑性への疑義は、国家統計委員会のデータ収集手法をより現代化し、より実態に近づけるという「貢献」を果たしたと考えられるからである。例えば、民間最大手の穀物取引企業として知られるOGO (OGO) は、穀物市場の動向を基に1995年の穀物収穫を6,340万トンではなく、7,600万トン以上あったと考えている⁽⁴⁾。すなわち、両者の間には実に1,200万トン以上もの開きが存在していたのである。だが、1996年の穀物収穫の公式統計とOGOの推定の開きは、「400万トン以上」⁽⁵⁾に狭まった。OGOのそれが実態により近いものと仮定するなら、公式統計は一年の間に精度の面で長足の進歩を示したことになる。また、1996年初頭には1988年以来の住民経営の家畜頭数の悉皆調査が行われたが、これも統計精度の向上に寄与するものと考えられる。

以上の理由から、国家統計委員会の公式統計数値は、過少申告される傾向がある、他のソースと比較対照し批判的な検討を加える必要がある、という二つの条件がつくものの、農業生産の動向を把握する上では十分に有効であると考えられる。

注(1) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 7,
стр. 2.

(2) Хрушев, Н.С. Строительство коммунизма
в СССР и развитие сельского хозяйства, т. 1,
М., 1963, стр. 88.

(3) このことに関するわが国での先駆的研究と
しては、丸毛忍「ソ連の穀物輸出について」

(『農業総合研究』第8巻第2号, 1954年4
月)が存在する。

(4) 《Крестьянские ведомости》, 1996, No. 13,
стр. 3.

(5) *FOOD & AGRICULTURE REPORT*,
INTERFAX NEWS AGENCY, 1996, No.
50, p. 9.